

東北地方を中心とした地震に伴う災害に関する募金活動のお願い(訂正文書)

平成 23 年 3 月 12 日

【4 月 15 日振込口座訂正】

【5 月 16 日募金期限の延長】

【5 月 16 日募金の使途項目追加】

【5 月 16 日見舞金申請期日の追加】

全国児童発達支援協議会  
会長 加藤正仁

平成 23 年 3 月 11 日 午後 2 時 46 分ごろ東北地方で起こりました地震および津波、その後の余震等において被災されました皆様には、心からお見舞い申し上げます。

全国児童発達支援協議会では、被災されました施設・事業所と通園されている子ども達の無事をお祈りするとともに、一日でも早く復旧していただき、子どもたちが通える施設・事業所としての機能を取り戻していただくことを願うばかりです。

つきましては、以下の要領にて被災されました加盟施設・事業所への見舞金を募りたいと存じます。何卒、ご理解のうえご協力をお願いいたします。

目 的：被災された施設・事業所への見舞金のための募金

方 法：加盟施設・事業所における募金箱の設置

回収方法：各施設・事業所にて取りまとめていただいた上、全国児童発達支援協議会にて回収し、被災施設・事業所へ見舞金として分配いたします。

なお、施設・事業所ごとの募金の振込み手数料を引いた額でお振込みください。被災施設・事業所への見舞金の振込み等にかかわる手数料は、協議会にて負担いたします。

振込先 福岡銀行 小郡支店 普通 1708869

CDSJ 東日本大震災義援金 岸良至

シーディーエスジェイヒガシニホンダイシンサイギエンキンキシヨシユキ

※ 振込み人氏名は必ず、施設・事業所名でお振込みください。尚、振り込み用紙を以って領収とさせていただきます。

期 間：第 1 期 平成 23 年 3 月 26 日までの 2 週間

第 2 期 平成 23 年 4 月 4 日～5 月 15 日までの 6 週間

第 3 期 平成 23 年 5 月 16 日～9 月末日

**募金の分配方法：**

①今回の一連の地震により被災された施設・事業所（建物および備品の復旧に 30 万円以上を要するもの）のうち、被害が確認された施設事業所、見舞金支払いの申請手続きをとられた施設・事業所を対象に一律 30,000 円

②募金額に余剰金が生じた場合は、今回の一連の地震により被災された施設・事業所（建物および備品の復旧に 50 万円以上を要し、かつその費用を施設・事業所が負担しなければならないもの）のうち、それにかかる金額の概算を記した用紙を添付し、募金の分配金申請手続きをとった施設・事業所とする。

余剰金を申請者数で按分し、一施設・一事業所あたり復旧にかかる予想額の 5 割を超えない額を上限とする。

**申請者の責務：**

募金による見舞金を受け取った施設・事業所は平成 23 年度中に受領書を提出していただきます。

募金の余剰金の分配分を受け取った施設・事業所は、平成 23 年度中に建物および備品の復旧にかかった領収の写しを提出していただきます。

**協議会の責務：**

各施設・事業所から集められた募金額は、所定の口座に振込額を確認し、その金額を随時ホームページにて公開します。なお、募金額にかかわらず、ご協力いただいた施設・事業所名は、別途公開します。

見舞金の支出、余剰金の分配に関する額面、支出先を明らかにした資料をホームページにて公開します。

**募金の使途について、物資等支援に関わる追加項目：**

被災地からの要請に基づき、必要な物資を購入・配送その他支援に関わる経費を支出する事が出来るものとします。

尚、その使途に関しては、協議会の責務に準じて公開いたします。

**申請に関わる期日の追加項目：**

募金分配方法 項目① の見舞金支払い申請の期限に関しては、7月末日を以って締め切らせて頂きます。